

# 現場代理人・主任技術者等の適正な配置について

## 1. 目的

小樽市が発注する建設工事(当初契約金額が130万円以下の工事を除く)について、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者(以下、主任技術者又は監理技術者を「主任技術者等」という)の適正な配置を定めることにより、建設工事の適正な施工体制の確保及び健全な建設業の育成を図ることを目的とします。

## 2. 現場代理人及び主任技術者等の雇用関係の取扱い

### (1) 現場代理人及び主任技術者等の雇用関係について

工事に配置する現場代理人及び主任技術者等は、受注者との間に直接的かつ恒常的な雇用関係があることとし、次に掲げる基準日(注1)において引き続き3か月以上の雇用関係がある者とします。

注1) 雇用関係の基準日とは

一般競争入札の場合は	入札の申し込みをした日
指名競争入札の場合は	入札の日
随意契約の場合は	見積書を提出した日

### (2) 継続雇用の確認

受注者は、本市工事請負契約約款(以下「約款」という)第10条に基づき現場代理人及び主任技術者等を通知する際に、雇用期間がわかる次のいずれかの書類の写しを添付し提出してください。

- ① 監理技術者資格者証
- ② 健康保険被保険者証
- ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書
- ④ 市町村が作成する住民税特別徴収税額通知書
- ⑤ 上記のほか、雇用期間が確認できる書類

### (3) 継続雇用関係があるとみなす者

次の要件のいずれかに当てはまる場合は、特例として継続雇用関係がある者とみなします。

- ① 合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合、原因が発生した日において引き続き従前所属建設業者と3か月以上の雇用関係にある者(組織変更の確認できる契約書等、書面の提出が必要)。
- ② 本市が発注する建設工事の施工中にその工事の受注者が倒産した場合、当該工事に従事していた現場代理人及び主任技術者等で、その工事の新請負建設業者に雇用される者。
- ③ 災害その他やむを得ない事由により、発注者が配置を認めた者。

## 3. 現場代理人の取扱い

### (1) 現場代理人

建設業法では、現場代理人についての資格等については規定されていません。しかし、現場代理人に付与される権限の重要性などから、本市では直接的かつ恒常的な雇用関係であることを求めます。

### (2) 常駐について

現場代理人は契約約款において原則として、工事現場へ常駐し、その運営及び取締りを行うこととされています。

「常駐」とは、工事期間中、特別な理由がある場合を除き常に現場に滞在していることを意味します。現場代理人は発注者又は監督員との連絡に支障をきたさないようにしなければなりません。

(3) 常駐を要しない期間について

次のいずれかの期間に該当する場合であって、発注者と常に連絡が取れる体制が確保され、必要に応じて工事現場に立ち会う等速やかな対応が取れるときには、工事現場における常駐を要しないものとします(ただし、常駐を要しない期間は他の工事との兼務要件とはなりません)。

また、常駐を免除する具体的な期間については、協議簿等書面において定める必要があります。

- ① 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- ② 工事の全部の施工を一時中止している期間(一部の中止は除く)
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事の完工届を提出後、完工検査の待機中となっている期間(修補が必要な場合において、修補期間中を除く。)
- ⑤ 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(4) 兼務を認める工事について

次のア又はイの条件をいずれか満たす場合には、複数の工事で同一の現場代理人の配置を認めるものとします。

ア 施工中の工事と密接な関係にある2以上の工事を同一の受注者が随意契約により施工する場合

イ 次の条件を全て満たす場合

- ① 兼務する工事は全て本市発注の工事であること。
- ② 兼務する工事件数は2件であること。
- ③ それぞれの工事の当初予定価格が1,000万円(建築一式工事では1,500万円)未満であること。
- ④ 発注者及び工事現場間の連絡が取れる体制を常に確保できること。
- ⑤ 兼務の対象工事である旨が示された工事であること。
- ⑥ 兼務しているいずれかの工事現場に常駐すること。
- ⑦ 一方の工事現場に偏ることなく適切に工事現場を管理すること。

\* アとイの兼務は、同時に適用できません。

(5) 兼務する際の手続きについて

受注者は、現場代理人の兼務を希望する場合には、「現場代理人兼務届出書」(様式1)を作成し、施工担当課へ必要書類とともに提出してください。

(6) 現場代理人の兼務の解除

現場代理人が兼務する工事において、次の各号のいずれかに該当する場合は、現場代理人の兼務を解除するものとします。

- ① 「3. 現場代理人の取扱い(4)兼務を認める工事について イ」の兼務の工事においては、設計変更等により1つの工事の請負金額が3,500万円(建築一式工事は7,000万円)以上となった場合。
- ② 兼務することによって現場の体制に不備が生ずると発注者が判断した場合。
- ③ 工事現場において事故が発生した場合又は不良な工事と認められる場合。
- ④ 予期しない事態が生じたため、兼務の継続が不相当と認められる場合。
- ⑤ 兼務する工事の手続きについて、虚偽の申告があった場合。

\* 工期途中で現場代理人の兼務が解除される場合もあるので、技術者の適正な配置をしてください。

\* 受注者は、現場代理人の兼務が解除された場合は、速やかに別の現場代理人を選任し、発注者に通知してください。

(7) 工事の安全管理及び工程管理について

受注者は、兼務したことにより安全管理の不徹底による事故等が起きることがないよう、工事現場における安全管理及び工程管理等について、十分に配慮しなければなりません。

4. 主任技術者等の取扱い

(1) 主任技術者

建設業の許可を受けたものが建設工事を施工する場合は、元請、下請、請負金額にかかわらず工事現場における施工の技術上の管理をおこなう者として、工事の施工にあたり必要な技術資格を有する主任技術者を配置しなければなりません。

(2) 監理技術者

発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請負契約の請負金額の合計が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となる場合には、工事の施工にあたり必要な技術資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

(3) 専任について

公共性のある工作物に関する請負金額が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上の工事に設置される主任技術者等は、元請、下請けの区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場との兼任はできません。

ただし、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由により短時間工事現場を離れることは差し支えない。

(4) 現場代理人との兼務について

同一請負契約に限り、現場代理人と主任技術者等は兼任することが可能です。

5. 営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者の取扱い

(1) 営業所の専任技術者

建設業の許可要件として、建設業者は営業所ごとに、また許可を受けようとする建設業ごとに専任の技術者を置かなければならないこととされています。

「専任」とは、その営業所に常勤して専らその職務に従事することを意味します。なお、1人で複数工種の営業所の専任技術者を兼任することは可能です。

(2) 経營業務の管理責任者

その営業所において常勤である者で、営業取引など対外的に責任を有する地位にあって、経營業務の執行等建設業の経營業務について総合的に管理した経験を有する者をいい、建設業の許可を取得するためには、あらかじめ配置する必要があります。なお、営業所の専任技術者と経營業務の管理責任者を兼任することは可能です。

(3) 現場代理人との兼務について

現場代理人は、工事現場に常駐しなければならないため、営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は現場代理人との兼務は認めません。

(4) 主任技術者等との兼務について

「4. 主任技術者の取扱い(3)専任について」記載の専任が必要な請負金額未満の工事については、次の要件を全て満たした場合は主任技術者等と営業所の専任技術者及び経營業務の管理責任者は兼任することが可能です。

- ① 当該営業所で契約締結した工事であること。
- ② 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事する程度に工事現場と営業所が近接し(注2)当該営業所との間で常時連絡を取りうる体制にあること。
- ③ 受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

注2) ここでいう近接とは、携帯電話等により常時連絡体制が取れる、市内全域の工事現場とします。

6. 現場代理人及び主任技術者等の変更の取扱い

契約締結時に配置された現場代理人及び主任技術者等は、適正な履行や品質確保の観点から原則工期途中での変更は認めません。

ただし、病気や死亡等の変更せざるを得ない事情が発生したときは、現場代理人等変更通知書により申し出を行ってください。

7. その他

各書類への虚偽記載や、指導があつたにも関わらず必要書類等の提出が行われない場合や改善がされない場合は指名停止の措置を行うことがあります。

附 則

平成25年4月1日以後に告示、指名通知又は見積書を徴する建設工事から適用する。

附 則

平成28年7月12日から施行し、平成28年6月1日以降に契約を締結した工事について適用する。

附 則

令和2年4月1日以後に告示、指名通知又は見積書を徴する建設工事から適用する。